平成２６年（フ）第９８号
兵庫県川西市大和東１丁目50番地の２、前住所兵庫県川西市鼓が滝３丁目18番48号
債務者　チャイルドポケットこと　藤森　啓安
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
兵庫県川西市大和東１丁目50番地の２、前住所兵庫県川西市鼓が滝３丁目18番48号
債務者　藤森　啓子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
兵庫県伊丹市鴻池３丁目４番３―505号
債務者　日高　秀夫
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
鳥取県米子市車尾２丁目19番24号、前住所鳥取県西伯郡伯耆町岸本896番地44
債務者　河村　紀子（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第９２号
愛媛県松山市西垣生町338　グランシェル西垣生Ⅰ107号、住民票上の住所愛媛県八幡浜市産業通１番25号　菊産ビル302号室
債務者　山田　竜也
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９９号
長崎県長崎市西小島１丁目４番９号　山口アパート101
債務者　岡嶋多恵子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
宮崎市田代町179番地１　エラン宮崎Ⅰ番館502号
債務者　軽部　良之
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８号
石川県加賀市山中温泉菅谷町ト166番地
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８３号
福井県坂井市春江町藤鷲塚第17号２番地
債務者　中岸　秀幸
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
福井市西谷２丁目513番地４
債務者　松原　俊文
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
福井県鯖江市平井町第14号３番地29
債務者　元井登志子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
福井市二の宮４丁目40番21号
債務者　佐藤奈緒美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
福井県坂井市丸岡町乗兼第８号49番地
債務者　島崎　拓清
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長野県諏訪郡下諏訪町3145番地
債務者　山田　雅夫
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３４号
長野県下伊那郡阿南町富草4347番地21
債務者　長谷部恵子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５号
和歌山県新宮市神倉１丁目４番７号
債務者　清岡　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第９９号
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下310番地１市場団地Ｇ棟203号
債務者　伊月　和代（旧姓赤澤）
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部